

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際戦略総合特区における所得控除の延長（延長）		
要望内容（概要）	<p><現行制度の概要> 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。 ・ 法人指定の期限：平成28年3月31日 ・ 適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 ・ 主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施</p> <p><要望内容> 総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>		
関係条文	総合特別区域法第27条、総合特別区域法施行規則第18条、租税特別措置法第61条		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 5. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
	政策の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 参考：日本再興戦略（平成25年6月14日） 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 参考：日本再興戦略（平成25年6月14日） 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」
	政策目標の達成状況	国際戦略総合特区に指定された7特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用見込み事業者数） 平成28年度：1法人 平成29年度：1法人 （適用事業者の範囲） 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点形成することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国際戦略総合特区税制 ・特別償却又は投資税額控除：指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度 ○地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額	総合特区推進調整費 平成28年度要求額 4,000百万円 総合特区推進事業費補助金 平成28年度要求額 1,000百万円 総合特区支援利子補給金 平成28年度要求額 666百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	要望する所得控除は、特区の中核となるべき企業が、他の地域ではできない先駆的・先端的な事業を、リスクを取って行うインセンティブとするための措置であり、他方、投資税額控除等については、中核企業だけでなく、これを支える周辺企業等を含めて設備投資を促進させるための措置である。 これら2つの税制措置により特区事業を支援することで、国際競争力の向上に向けた相乗効果が発揮されるものであるため、政策目的を達成するための措置として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用実績なし</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>影響額：0円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制は、特区の中核となるべき企業が、他の地域ではできない先駆的・先端的な事業を、リスクを取って行うインセンティブとするための措置であり、政策目標である企業の新事業へのチャレンジに向けた施策の強化に大きく貢献するものであるため、手段として有効である。 なお、措置の対象は認定国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の法人に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」として、2017年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る ・過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>国際戦略総合特区税制（所得控除及び投資税額控除等）により、国際戦略総合特区に指定された7特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、新事業へのチャレンジや収益性・生産性の向上に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度：創設 平成26年度：延長（2年間）</p>